学校感染症による登校許可証

				·≻ ∀ /⊥	2, 0	N 9 12	1741 4	НПУ			
[[診断名]	ı									
上記生徒 基づき自宅 ので、登村	它療養を	指示して	ておりま				ため、学				
≪出席停止	:期間≫										
	令和	年	月	\Box	\sim	令和	年	月	日まて	-	
							自宅に	おける娘	療養を指	添しま	ました
								令和	年	月	日
医療機関	宮										
所 在	地										
担当医師	洺										
大阪府立大冠	西等学校	交長様									

※医療機関が発行する「診断書」「意見書」等があれば、この用紙の提出は必要ありません。

学校保健安全法・学校保健安全法施行規則による

【学校感染症による出席停止期間の基準について】 H24.4.1d

分類	該当する感染症	出席停止期間の基準				
第一種	エボラ出血熱					
	クリミア・コンゴ出血熱					
	痘そう					
	南米出血熱					
	ペスト					
	マールブルグ病					
	ラッサ熱					
	急性灰白髄炎	治癒するまで				
	ジフテリア					
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)					
	鳥インフルエンザ(H5 N1型)					
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで				
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで				
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで				
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで				
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで				
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで				
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎					
第三種	コレラ					
	細菌性赤痢					
	腸管出血性大腸菌感染症					
	腸チフス					
	パラチフス	下ででは、100 によっているのでは、100 にのようなに、100 には、100				
	流行性角結膜炎					
	急性出血性結膜炎					
	その他の感染症(溶連菌感染症等)					